

業務仕様書

1 業務内容

特殊詐欺等被害防止W e b 広告配信等業務委託

2 委託期間

契約日から令和9年3月31日までの間

3 契約金額

金12,276,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

4 契約業者決定方法

契約希望者から提出を受けた企画案及びサンプル作品について、企画性やデザイン性を評価する企画提案コンペ（以下「コンペ」という。）によって契約業者を決定する。

5 仕様コンセプト

令和7年中、三重県内では特殊詐欺等の被害が急増し、その被害は若年層にまで拡大した。また、「簡単、高収入」などを謳い犯罪実行者を募集する「闇バイト募集」、実在の企業等を装ったメール等により個人情報をだまし取るフィッシング被害も増加傾向である。さらに、このほかにも犯罪の手口は、巧妙化・多様化を続けており、日々新たな手口が生まれ、大きな被害をもたらしている。

こうした情勢を踏まえ、これらの犯罪等の手口やその対処方法について、広く県民に対する注意喚起を行うため、委託者が実施する広報啓発活動をコンサルティングし、啓発の効果を最大化させることにより、被害防止を図ることを目的とする。

契約希望者は、上記目的達成のため、動画、画像の作成、W e b 広告を中心とした様々な媒体での広報啓発活動及び効果検証方策等について立案し提案すること。

(1) 共通

ア 以下の(2)、(3)の業務を行うこと。

イ 契約希望者は、本業務に関する企画書を作成し、別途委託者が指定する日時において、コンペの選定者に対して企画内容を説明すること。

ウ 企画内容の説明に当たっては、広告配信業務については、広告理論等を基に、使用する媒体、表示回数、表示期間等を理論的に設定するとともに、設定理由や計画等を説明すること。W e b 広告用素材作成業務については、作成物の大まかなクオリティやコンセプト等がイメージできる資料を添付すること。

なお、資料は、「警察庁推奨アプリの普及促進」等をテーマとすること。

(2) 広告配信業務

ア 配信種別

- (ア) ニセ警察詐欺被害防止
- (イ) SNS型投資詐欺被害防止
- (ウ) SNS型ロマンス詐欺被害防止
- (エ) 闇バイト応募防止
- (オ) フィッシング被害防止
- (カ) 委託者が依頼する内容（3種類程度）

イ 表示対象・表示回数・使用媒体

種別	エリア	性別	年齢	使用媒体	表示回数
ニセ警察詐欺被害防止	三重県	男女	20歳代~50歳代	Youtubeインストリーム広告 加えて、受託者において1媒体以上選定	1,500,000回以上
SNS型投資詐欺被害防止			40歳代~60歳代		1,500,000回以上
SNS型ロマンス詐欺被害防止			40歳代~60歳代		1,500,000回以上
闇バイト応募防止			10歳代~40歳代		500,000回以上
フィッシング被害防止			20歳代~70歳代		500,000回以上
委託者が依頼する内容(3種類)			別途指定		各1,500,000回以上
合計					10,000,000回以上

ウ 配信期間

- (ア) 上記(2)ア配信種別(ア)~(オ)

令和8年8月1日から令和9年3月26日までの間

※ 種別ごとに配信期間を分けることは差し支えないが、期間中は必ず1種類以上の広告を配信すること。

- (イ) 上記(2)ア配信種別(カ)

配信開始日及び終了日は、委託者と協議の上、決定する。

エ 配信内容

- (ア) 上記(2)ア配信種別に係るWeb広告を配信すること。

- (イ) 配信する素材は、上記(2)ア配信種別(ア)~(オ)については、委託者が提供する動画、画像を使用すること。上記(2)ア配信対象(カ)については、下記(3)Web広告用素材作成業務により受託者が作成した動画、画像を使用すること。

なお、啓発効果の最大化を図るため、上記(2)ア配信種別(ア)~(オ)について、受託者が新たに動画、画像を作成することを妨げない。

- (ウ) 使用媒体については、Youtubeインストリーム広告を必ず使用し、加えて、1つ以上の媒体を上記(2)ア配信種別ごとに選定し、複数の媒体を使って配信

すること。

- (イ) 契約期間中の表示回数は、必ず上記(2)イに記載の表示回数以上とすること。
- (ロ) 効果的な訴求を行う上で必要な場合は、契約金額内で表示回数を増やすなど追加提案を積極的に行うこと。
- (ハ) メディアミックスを意識し、必要に応じて、契約金額内で街頭ビジョン、商業施設のデジタルサイネージ、テレビ・ラジオCM、広報誌、その他受注者において効果的と考える広報媒体の追加利用を積極的に提案すること。

オ 配信用アカウント

- (ア) 広告配信業務に使用するためのアカウントについては、三重県警察本部犯罪抑止対策係Xアカウント、三重県警察生活安全企画課LINE公式アカウント、三重県警察生活安全企画課Facebookページは委託者が所有するアカウントを除き、委託者において準備すること。ただし、アカウントの使用に係る認証バッジ取得等に要する費用は受託者の負担とする。
- (イ) 期間中にアカウントが凍結され、配信できなくなるなどの不測の事態に備え、必要な準備・対策を講じておくとともに、凍結等された場合は、委託者に速やかに報告の上、凍結解除手続等、配信再開に向けた諸手続を迅速に実施すること。

カ 報告

(ア) 配信結果報告

受注者は、配信の翌月14日（3月分は令和9年3月31日）までに、毎月のウェブ広告等の配信状況（3月分は配信開始から終了までの総配信状況）について、インプレッション数、クリック数、閲覧者の属性等を記載したレポートを発注者に提出すること。

(イ) 効果検証結果報告

受託者において、配信結果の効果検証を行い、上記(ア)配信結果報告時に委託者に効果検証の結果についてもレポートで報告すること。また、改善の必要がある場合は改善策を提案すること。

キ 留意事項

配信が滞るなどの状況がある場合には、委託者へ報告、調整の上、配信途中でもターゲット設定の変更等の対応をとること。

(3) Web 広告用素材作成業務

ア 内容

委託者が依頼する内容（3種類）

※ 委託者からの依頼は、令和8年11月30日までに行うものとする。

イ 作成物

(ア) 動画（15秒を想定） 3種類 各1本

(イ) バナー画像 3種類 各1本

ウ 用途

(ア) YouTubeへのアップロード及びWeb広告用

※ サムネイル画像も作成すること。

(イ) デジタルサイネージ、LEDビジョンでの放映

(ウ) テレビCM

(エ) 形式

A 実写、アニメーション、CG等形式を問わない。

B 写真やスライドをつなげただけのものは不可とする。

エ 啓発メッセージ

Web広告に啓発メッセージが付加できる場合は、受注者が提案し、受注者と発注者が協議の上、決定すること。

オ 内容

(ア) 上記(3)ア内容の手口やその対処方法等について、委託者が指定するターゲット層に対して、効果的に呼び掛ける内容とする。

なお、動画については、冒頭1～2秒でインパクトを与える内容とする。

(イ) 動画、バナー画像には、三重県警察の名称を表示すること。

カ 納品

(ア) 納入期限

校了日から14日以内

(イ) 納入場所

三重県警察本部生活安全部生活安全企画課

(ウ) 納品方法

各用途で活用し得る形式で記録した電子データをDVD等で納品すること。

キ 留意事項

(ア) 完成までに2回以上の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

(イ) 動画については、作成前に台本、絵コンテ等を委託者に提出し、承認を得

ること。

- (ウ) 音楽素材やイラスト等の使用に関しては、オリジナルかフリー素材を使用するなどし、著作権の問題が生じないようにすること。生成AIを使用する場合についても同様に著作権問題に留意すること。

6 著作物の利用及び著作権

- (1) 本業務により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、委託者に帰属するものとする。
- (2) 成果品のうち新規に発生した著作物に係る全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち委託者又は受託者が業務委託の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって委託者に譲渡されるものとする。
- (3) 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得した上、委託者に譲渡するものとする。
- (4) 成果品等のうち、上記(2)の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、委託者が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において、委託者及び委託者が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。
- (5) 成果品のうち、上記(2)の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は委託者が成果品を利用するために必要な範囲において、委託者及び委託者が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
- (6) 委託者は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために成果品等を改変し、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (7) 受託者は、上記(2)又は(3)に基づき委託者に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- (8) 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等に係る一切の対価及び経費は、契約金額に含まれるものとする。
- (9) 受託者が受託者の営業のために成果品等を使用し、又は改変する場合には、書面により委託者に届けるものとし、委託者は委託者の業務に支障のない限りこれ

を許諾するものとする。

- (10) 成果品は、委託期間の終了後も上記用途で使用できるようにすること。

委託期間の終了等をもって第三者の知的財産権や著作人格権等を侵害する場合は、成果品を侵害のないものに改変する、委託者が成果品を利用することが可能となるように当該第三者の許諾を得る等の措置を講じておくこと。

- (11) 委託者に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、委託者が当該成果品等を自ら使用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等（以下、総称して「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして委託者に対して何らかの訴え、異議、請求等（以下、総称して「紛争」とする。）がなされ、委託者から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は委託者に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払を含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、委託者は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。

- (12) 前項において、成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、委託者・受託者協議の上、受託者は次のいずれかの措置をとるものとする。

ア 成果品を侵害のないものに改変すること。

イ 委託者が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

- (12) 前項の規定は、本契約の終了後も適用する。

7 その他

- (1) 本業務に関する留意事項

ア 本業務の円滑な進捗を図るため、受託者は随時委託者と協議しながら業務を進めるものとする。

イ 本仕様書において明示のない事項又は疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議し、決定するものとする。

ウ 本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受託者は委託者と緊密な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。

- (2) 情報セキュリティ

受注者は情報セキュリティに関し、別紙の事項を遵守すること。

- (3) 特記事項

ア 受注者は、業務の履行に当たって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

(ア) 断固として不当介入を拒否すること。

(イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(ウ) 発注者に報告すること。

(エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。

イ 受注者が、アの(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。